

スマートシティ侍アワード審査要領

(令和7年11月28日決裁)

1 趣 旨

会津若松市が主催する、スマートシティ侍アワードの審査について必要な事項を定める。

4 審 査

(1) 審査員

- 1 「個人部門」及び「団体・企業部門」の大賞（グランプリ）について、スマートシティサポーターを審査員とする。
- 2 特別賞について、スマートシティ会津若松アーキテクトを審査員とする。

(2) 審査方法

- 1 事務局が準備するコンテスト専用で作成したあいべあの活動内で、スマートシティサポーターが、表彰すべきと考える取組に対し「読んだ」ボタンを押すことで投票し、投票の獲得数により大賞（グランプリ）受賞者を決定
- 2 各部門の投票獲得数上位 10 位までの取組を対象に、スマートシティ会津若松アーキテクトの投票により特別賞受賞者を決定

2 部門及び賞の設定

(1) 部門の設定

「個人部門」及び「団体・企業部門」の2部門を設ける。

(2) 賞の設定

- 1 (1)の2部門で大賞（グランプリ）を設ける。各部門の大賞（グランプリ）の数は、個人部門で3件、団体・企業部門で2件を基本とし、応募数に応じて決定する。
- 2 大賞（グランプリ）を受賞しなかった対象者の取組の中から、スマートシティ会津若松の推進のために特に奨励すべきと認められる取組を表彰するため、スマートシティ会津若松アーキテクトが必要と認める場合は、特別賞を設ける。

3 副 賞

個人 最高2万円程度の副賞

団体 最高7万円程度の副賞 特別賞 最高1万円程度の副賞

5 表 彰

審査結果に応じ、受賞者に対し表彰状及び副賞の贈呈を行う。

なお、特別賞の副賞の内容については、受賞者数に応じて決定する。

6 その他

その他、審査に必要な事項は、事務局（会津若松市企画政策部情報戦略課）において決定する。